

富山市SDGs未来都市戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「持続可能な開発目標」の達成に向けて、総合的かつ効果的な取組の推進を図るため意見聴取等を行う「富山市SDGs未来都市戦略会議」（以下「戦略会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げるもので組織する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) SDGsの取組に関連する事業所、団体等の関係者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合、会長が必要と認めるときは、新たな委員を任命することができ、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 戦略会議に会長及び2名の副会長を置き、会長は富山市長とし、副会長は会長が指名する。
- 5 会長を、戦略会議の議長とする。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第3条 戦略会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 戦略会議の事務局は、富山市企画管理部に置く。

2 事務局には以下の職を置き、以下の者をもって充てる。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 事務局長 | 企画管理部長 |
| (2) 事務局次長 | 企画管理部次長 |
| (3) 事務責任者 | 企画調整課長 |
| (4) 事務責任者代理 | 企画調整課長代理 |

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年７月１２日から施行する。